とともに，各室の床，壁，天井，家具，カーテンなどを扱うこと。イについては，インテリア計画の手順と表現技法を扱うこと。ウについては，適切な住空間を取り上げ，全体的に調和のとれたインテリアコーディネートとその表現についても扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)のイについては，アを踏まえて具体的な事例を通して住空間のバリアフリー化の考え方を扱うこと。ウについては，住宅をバリアフリーにリフォームする計画を取り上げ，画像や図面などで表現する方法を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，(2)から(4)までの各項目に関連する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

第９　服飾文化

１　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，服飾文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 服飾の変遷と文化，着装などについて体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 服飾文化に関する課題を発見し，服飾文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 豊かな衣生活の実現を目指して自ら学び，服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 服飾の変遷と文化

ア　服飾の多様性

イ　日本の服飾

ウ　世界の服飾

(2) 着装

ア　着装の基本

イ　洋服の着装

ウ　和服の着装

(3) 服飾文化の伝承と創造

３　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアについては，多様な民族の服飾の形態を取り上げ，服飾の起源や基本型と関連付けて指導すること。

イ　〔指導項目〕の(3)については，(1)及び(2)と関連付けながら，個人又はグループで適切な課題を設定し，考察できるよう指導を工夫すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のイ及びウについては，歴史的背景，気候や風土，文化などとの関わりを扱うこと。ウについては，西洋の服飾を中心に取り上げ，アジアやその他の地域の服飾についても触れること。

イ　〔指導項目〕の(2)については，トータルコーディネートと社会生活上の着装のマナーについても扱うこと。

第10　ファッション造形基礎

１　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，ファッションの造形を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 被服の構成，被服材料の種類や特徴，被服製作などについて体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 被服製作やデザインに関する課題を発見し，ファッションの造形を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 衣生活の充実向上を目指して自ら学び，ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 被服の構成

ア　人体と被服

イ　立体構成と平面構成

(2) 被服材料

ア　被服材料の特徴と性能

イ　用途に応じた被服材料の選択

第明治三二十種五郵便年三月物三十一認可日